

## 透析予防補助金のお知らせ

透析予防に係る治療費の自己負担額の1/2(上限額1年度あたり12万円)を補助します。

**対象者** 次の3つの要件全てに該当するかた

- ①現在糖尿病治療を受けている医療機関で、申請年度内に糖尿病透析予防指導を受けている。
- ②GLP-1受容体作動薬を用いた腎症進展阻止療法を受けている。
- ③町保健師による保健指導を受け、生活習慣の改善を行なっている。

※申請は治療年度内に行なってください。

**問合せ** 健康こども課 健康づくり担当  
☎62-1288

## 便利な納税方法をご利用ください

### ●口座振替 (納め忘れがなくおすすめです!)

ご登録口座から自動引き落としします。  
下記の金融機関の口座がご利用いただけます。  
埼玉りそな銀行・りそな銀行・埼玉信用組合・ちちぶ農業協同組合・ゆうちょ銀行  
※各金融機関の窓口でお申し込みください。

### ●コンビニ払い

お近くのコンビニで24時間いつでも納付できます。  
※納付書が必要です。

### ●スマホアプリ払い

自宅でスマートフォンから納付できます。  
下記のアプリがご利用いただけます。  
※アプリで納付書のバーコードを読み取ってください。



### ●次の場所でも納付できます

- ・金融機関や郵便局の窓口
- ・役場 税務課(7番窓口)

**問合せ** 税務課 収納担当 ☎62-1461

## 心身障害者 自動車等燃料費給付

既に自動車等燃料費給付認定を受けている障がい者のかたに、燃料費を給付しますので、請求してください。

**■給付金** 燃料1リットルにつき50円  
※1か月あたり自動車20リットル分、オートバイ5リットル分まで

**■対象期間** 令和4年4月分～9月分

**■持参品** ○身体障害者手帳または療育手帳  
○運転されるかたの運転免許証(写し可)  
○車検証(写し可)  
○印鑑  
○燃料を購入したことがわかるもの(領収書など)

**■期限** 10月7日(金)  
※福祉タクシー利用券と重複して受けることはできません。

**問合せ** 福祉課 福祉介護担当 ☎62-1233

## 10月から12月は 滞納整理強化期間です

ストップ!  
滞納

税負担の公平性および税収入を確保するため、皆野町と埼玉県では「滞納整理強化期間」として「ストップ!滞納」を合言葉に徴収対策を進めています。

### 納期限・納付方法を再確認してください

- ・金融機関や役場窓口のほか、口座振替、コンビニやスマホアプリでも納付ができます。納期内納付、早期納付にご協力ください。

### 税金を納期限までに納めなかった場合

- ・督促状や催告書の発送、コールセンターからの納付確認を実施します。
- ・本来納めるべき税金のほかに延滞金が加算されます。
- ・滞納したままの状態が続くと、差押えにより強制的に徴収します。

**問合せ** 税務課 収納担当 ☎62-1461